

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第48号 平成28年 6月 1日

編集・発行 羽村市区画整理部 区画整理総務課
区画整理推進課

建物移転や区画道路を整備します

平成28年度は、昨年度に引き続き、しらうめ保育園周辺及び羽村大橋周辺整備において、建物等の移転や区画道路等の整備を進めてまいります。

また、羽村駅前周辺、川崎一丁目エリア及び羽村大橋周辺の整備では、平成29年度の建物移転に向け、補償金を算定するための建物等の立会調査を行います。

関係権利者の皆様をはじめ近隣の方々のご理解とご協力をお願いします。

① しらうめ保育園周辺の整備

② 羽村駅前周辺の整備



④ 川崎一丁目 エリアの整備



埋蔵文化財調査完了後、羽村東小学校の南側に区画道路を整備します。

雨水管を布設します。

③ 羽村大橋周辺の整備

第48号の主な内容

1. 平成28年度に予定する主な工事内容
2. 平成27年度に行った整備の状況
3. 裁判の状況について
4. 組織の変更について

その他 地区計画について（別紙の「羽村駅西口地区 地区計画について」を参照してください）

1

平成28年度に予定する主な工事内容

① しらうめ保育園周辺の整備

しらうめ保育園周辺の建物移転を進め、その後、保育園等の移転先となる宅地の造成工事を行います。しらうめ保育園は、平成29年4月に民営化し、移転先において、園舎建替えが行われます。保育園への送迎時の交通の安全性と利便性が向上します。



安全第一



新しい区画道路が完成しました。

(注意) 通行はできませんので

ご注意ください。

② 羽村駅前周辺の整備

平成29年度の建物移転に向け、補償金を算定するための建物等の立会調査を進めていきます。
※対象となる関係権利者の方には、市から事前に説明に伺います。

③ 羽村大橋周辺の整備

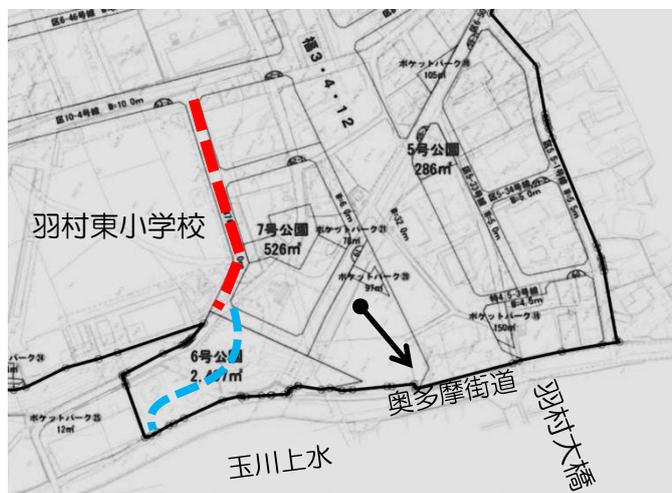
昨年度、羽村東小学校の校庭南側に確保した用地については、埋蔵文化財調査を経た後に、区画道路を築造します。また、平成29年度の建物移転に向け、補償金を算定するための建物等の立会調査を進めていきます。
※対象となる関係権利者の方には、市から事前に説明に伺います。



青破線の部分に雨水管の布設を行います。

(注意) 工事に入る際には、
近隣の皆様にお知らせいたします。

赤破線の部分に区画道路を築造します。



→ 写真方向

地区内から大橋を望む状況

④ 川崎一丁目エリアの整備

平成29年度の建物移転に向け、補償金を算定するための建物等の立会調査を進めていきます。
※対象となる関係権利者の方には、
市から事前に説明に伺います。



【お願い】 開放前は、工事の現場や市有地内に立ち入らないようお願いいたします。

2 平成27年度に行った整備の状況

平成27年度は、都市計画道路3・4・12号線の用地確保に向け、羽村東小学校校庭内の遊具の移設及び羽村大橋東詰付近の建物移転を行いました。

また、しらうめ保育園の周辺では、新たな土地利用ができるように区画道路の一部を整備（P.2参照）しました。

近隣住民及び関係者の皆様には、ご理解とご協力をいただきまして、ありがとうございました。

◆羽村東小学校校庭内の遊具等の移設後の状況



遊具や照明塔を移設し、
区画道路の用地を確保しました。



新しくなった体育倉庫



新しいバスケットゴールで
練習する子供たち



新しいウンティで
遊ぶ子供たち



新しく大きくなった
ジャングルジムで遊ぶ子供たち

◆羽村大橋東詰付近の状況



平成27年の夏（建物等の移転前）



平成28年の春（建物等の移転後）

関係権利者のご協力により、3・4・12号線の一部用地の確保ができました。

3 裁判の状況について

「投票効力無効取消等請求事件」の判決が確定しました

第3期土地区画整理審議会委員選挙（平成26年2月執行）について立候補者（原告）から平成26年7月に提起のあった「投票効力無効取消等請求事件」は、地方裁判所（一審）及び高等裁判所（二審）の判決において、市が原告を被選挙権のない者として扱ったことは適法であるとして、原告の請求が棄却されました。さらに、平成28年2月28日付で、原告による最高裁判所への上告申立てが不受理とされたことから、羽村市勝訴の判決が確定いたしました。

この訴訟は、本審議会委員選挙において原告が予備委員に選出されなかったことについての処分の取消し及び原告が審議会の予備委員の地位を有することの確認を求めて、原告から訴えのあったものです。

具体的には、市が、審議会委員選挙において、立候補者に成年被後見人等の登記がないことの証明に係る確認書面や委任状および取得手数料の提出を求め、この書面や手数料の提出がなかった立候補者について被選挙権のない者として扱ったことの適法性が争われました。

このことについて、市の取扱いを適法とする主張が認められましたので、今後も引き続き、適正に選挙その他の事務を行ってまいります。

4 組織の変更について

平成28年4月1日付の市の組織改正にともない、区画整理関係部署の組織編制及び名称が変更となりました。

新しい組織のもと、今後も事業を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

【旧】都市整備部

区画整理管理課（市役所①番窓口）

区画整理事業課

（羽村駅西口土地区画整理事務所）

都市計画課



【新】区画整理部

区画整理総務課（市役所①番窓口）

区画整理推進課

（羽村駅西口土地区画整理事務所）

※都市計画課は、都市建設部所属となりました。

◆ご注意とお願い

市では、権利者の方々から、市からの情報ではない誤った情報によるご相談を受けております。ご不明な点などありましたら、羽村駅西口土地区画整理事務所にご確認ください。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分まで

